

○木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱

平成27年6月25日告示第54号

木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、村内の産業振興を図るため、地域資源を使った加工特産品を開発し、販売に至る事業を行うにあたり、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(事業計画の申請)

第3条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

(事業計画の承認及び通知)

第4条 村長は、前条の木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認申請書の提出があったときは、承認、不承認の決定をするものとする。

2 村長は、事業計画の承認、不承認を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認・不承認通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付申請書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 村長は、前条の木島平村特産品開発推進奨励補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、木島平村特産品開発推進奨励補助事業実績報告書（様式第5号）

を事業完了後、速やかに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 村長は、前条の実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、木島平村特産品開発推進奨励補助金請求書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、不正の手段により補助金を受けていることが判明した場合は、既に交付した補助金の全額を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に要する経費については、その収入と支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

補助対象事業	地域資源を使った加工品等で、特産品として開発を行う事業(地域とは、長野県北信地域振興局及び長野県長野地域振興局の範囲の市町村とする。)
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。 (1) 村内に住所又は事業所を有する者 (2) 村に納付すべき村税等を滞納していない者
補助対象経費	補助対象経費は次に掲げる経費とする。ただし、この要綱以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額とする。 (1) 特産品及びそのデザインの開発並びに改良に要する経費 (2) 特産品の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費 (3) 特産品開発のための研修その他人材養成に要する経費

	(4) 特産品の製造に必要な機械装置等の購入及びレンタルに要する経費 (5) 特産品の製造に必要な施設の建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (6) 新たに特産品の販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録などに要する経費 (7) その他村長が認める経費
補助額等	事業費の2分の1以内とし、上限額は100万円とする。ただし、同一補助対象者に対する補助金の交付は、1年度に1回とし、回数は3回を限度とする。

様式第1号 (第3条関係)

木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認申請書

木島平村長

様

申請日 年 月 日

申請者（代表者）氏名・年齢	
住 所	木島平村
連 絡 先	
(事業の名称)	
(事業計画)	
(添付書類)	

様式第2号（第4条関係）

木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認・不承認通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

木島平村長 印

年 月 日付で申請のあった下記の事業計画について次のとおり決定したので、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱第4条により通知します。

		事業 年度	年度
事業の名称			
承認又は不承認 の 決 定			
交 付 条 件			

＊ 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

木島平村長 様

団体名
代表者名 印

年度 木島平村特産品開発推進奨励補助金交付申請書

年度において、下記のとおり木島平村特産品開発推進奨励補助事業を実施したいので、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日
- 3 事業完了予定年月日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画（別紙1）
 - (2) 事業計画承認通知書
 - (3) 見積書
 - (4) 関係写真

様式第4号（第6条関係）

木島平村特産品開発推進奨励補助金交付決定通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

木島平村長 印

年 月 日付で申請のあった下記の補助金の交付について次のとおり決定したので、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱第6条により通知します。

補 助 金 の 名 称	
経費所要総額のうち 補助対象となる経費	
補 助 金 決 定 額	
交 付 予 定 時 期	
交 付 条 件	

* 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

木島平村長 様

団体名

代表者名

印

年度 木島平村特産品開発推進奨励補助事業実績報告書

年 月 日付木島平村指令 第 号で交付決定通知のあった
この事業について、下記のとおり事業を実施したので、木島平村特産品開発推
進奨励補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の成果
- 2 事業完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績（別紙1）
 - (2) 出来高設計書（必要に応じて）
 - (3) 請求書又は領収書
 - (4) 写真（完成時のもの。必要に応じて施行中の写真も添付すること）

様式第6号（第9条関係）

木島平村特産品開発推進奨励補助金請求書

年 月 日

木島平村長 様

団体名

代表者名 印

交付決定通知日	年 月 日	交付年度	年度
補助金の名称			
交付決定額	円		
交付請求額	円		
添付書類			